

<月次報告様式（新様式 平成29年7月～）>

2年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分										非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	存在応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号			7号	8号
1	R3.1.7	R3.1.19	令和2年度女性の活躍推進加速化事業等業務委託 技術提案書			1											当該公文書は入札参加者が技術審査委員会から審査をうけるために作成した資料であって、提案内容や資料の意匠等書きぶりそのものが技術提案を総合的かつ効果的に説明するための創意工夫であるなど、法人の保有するノウハウ等の技術上の情報である。 これを公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれることから、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められ、東京都情報公開条例第7条第3号に該当するため。	産業労働局雇用就業部労働環境課
2	R3.1.7	R3.1.21	(1) 東京都立職業能力開発センター及び校並びに東京障害者職業能力開発校における生徒に関するセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱 (2) セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱 (3) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針 (4) パワー・ハラスメントの防止に関する要綱 (5) 職場におけるパワー・ハラスメントの防止に関する基本方針 (6) パワー・ハラスメントの防止に関するQ&A (7) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に関する要綱 (8) 「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」の防止に関する基本方針 (9) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント よくある問いと答え	38	1													産業労働局中央・城北職業能力開発センター人材育成課
3	R3.1.7	R3.1.21	「東京都におけるいじめ、モラルハラスメント、セクシャルハラスメントに関するあらゆる文書のうち、東京都立中央・城北職業能力開発センターに配布された全ての資料。更新されたものは、最新版だけでなく旧版も含む。」のうちの「旧版も含む」について。				1										改正前の規定等はすでに廃棄しているため、存在していないため。	産業労働局中央・城北職業能力開発センター人材育成課
4	R3.1.7	R3.1.21	全科指導員の人事記録（指導員の入社以来の異動歴、賞罰歴、その理由、現在の地位）に関する事項（履歴カード）		1						1						個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	産業労働局総務部職員課
5	R3.1.12	R3.1.25	Go To Eat Tokyo食事券発行共同事業者に対し、2月8日の再開に係る意思決定のプロセスがわかる一切の文書。また、意思決定にかかわった官公庁、部署、事業者がわかる一切の文書。本請求は、まだ感染拡大が進行し、飲食と感染との関連性が指摘されているのに、2月8日に再開をすることに対して、強い問題意識をもつところによるものである。受験で人の移動が激しく、地方へと感染が大きく広がる可能性が十分考えられる。				1										Go To Eatキャンペーンは都の事業ではなく、都で意思決定を行っていないため、当該公文書について作成しておらず存在しない。	産業労働局商工部地域産業振興課
6	R3.1.15	R3.1.29	(1) パソコングラフィック科科目案内 (2) 訓練教程総括表（パソコングラフィック科） (3) パソコングラフィック科判定方法	7	1						1				1		・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため ・試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にするおそれがあるため	産業労働局中央・城北職業能力開発センター人材育成課
7	R3.1.15	R3.1.29	〇〇（株）が、とうきょう森づくり貢献認証制度の (1) 森林整備サポート認定 (2) 什器による二酸化炭素固定量認証 (3) 建築物による二酸化炭素固定量認証 を受けているかどうか確認できる文書				1										都では、上記事業者には、認定又は認証をしておらず、請求に係る文書は作成及び取得していないことから、存在しないため	産業労働局農林水産部森林課